

令和5年度（令和6年度への繰越分）愛媛県福祉・介護職員 処遇改善支援事業費補助金 実施要綱

（目的）

第1条 本事業は、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月8日付け障発 0208 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づいて、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、福祉・介護職員を対象に、令和6年2月から5月までの間、収入を2%程度（月額6,000円）引き上げるための措置を実施する経費を補助することにより、福祉・介護職員の処遇改善が実施されることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下、「県」という。）とする。

（事業内容）

第3条 県は、国の実施要綱に基づいて、令和6年2月から5月までの間に、福祉・介護職員（本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、福祉・介護職員以外の職員を対象に加えることを可能とする。）の処遇改善を実施する経費に要した費用を、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。